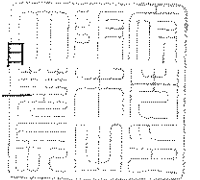


茨木市文化振興ビジョン改定業務委託  
プロポーザル公告について

茨木市文化振興ビジョン改定業務委託の委託契約について、次のとおり公募型プロポーザル方式による提案募集を行いますので公告します。

令和4年5月16日  
茨木市長 福岡 洋



1 業務概要

- (1) 業務名 茨木市文化振興ビジョン改定業務
- (2) 業務の目的 文化振興を推進するにあたり、本市が目指す文化振興の方向性を明らかにし、全市的な取り組みとして市民文化の向上を図る指針として文化振興ビジョンを改定するため
- (3) 業務内容 (ア) ビジョン策定のための調査・研究  
本市の現状把握と国、府、その他地方公共団体の事例等  
(イ) ワークショップ・ヒアリング等の運営支援  
(ウ) ビジョン素案策定  
調査・研究結果を基に素案策定  
(エ) その他  
関連資料等の作成  
成果品の納品（報告書5部（A4版、縦型、横書き、左綴じ、簡易製本）及び電子納品、ビジョン素案（製本15部及び電子納品））
- (4) 業務期間 契約締結日から令和5年3月31日まで

2 当該業務の予算額等

3,080,000円（税込）

提案額（参考見積額）が、予算額を超過した場合は、失格とする。

また、候補者決定後の最終見積（本見積）の提出に際し、予定価格については、予算額以下で設定するものとする。

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての事項を満たす者でなければならない。

- (1) 別添「物品等入札参加資格審査申請書等」を提出すること。契約候補者となった者のみ、本市の入札参加資格者名簿に登載するものとする。ただし、本市の物品等、建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務の入札参加資格者名簿に登載されているものについてはこの限りでない。
- (2) 本市または他市町村で、文化（他施策の個別計画に記載されている場合

も含む) または生涯学習等施策における計画を策定または策定支援を実施していること。

(3) 茨木市物品等登録業者指名停止要綱(平成21年4月1日実施)及び茨木市建設工事等請負業者指名停止要綱(平成21年4月1日実施)に基づく指名停止又は茨木市建設工事等暴力団対策措置要綱(平成25年4月1日実施)に基づく指名除外の期間中でないこと。

(4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

#### 4 説明会

(1) 開催日時: 令和4年5月23日(月)

午後2時から午後3時まで

(2) 開催場所: 茨木市役所 本館4階 理事者控室

※ 正当な理由なしに説明会に参加しなかった者は、本プロポーザルへの参加を認めない。

#### 5 質問の受付及び回答

質疑については、次のとおり行うこととする。

(1) 質問がある場合は、質疑書兼回答書(様式1号)に質問事項、会社名、電話番号・担当者氏名、メールアドレスを記載し、下記の提出期限までに電子メールで文化振興課宛送信すること。

提出期限: 令和4年5月25日(水) 午後5時まで(必着)

提出先: 茨木市市民文化部文化振興課

E-mail: bunkaseisaku@city.ibaraki.lg.jp

※ 電子メール以外の方法による質問は受け付けません。件名に【茨木市文化振興ビジョン改定業務に係る質問】と記載すること。

(2) 質疑に対する回答は、質疑書兼回答書により、下記の回答日に本市ホームページに掲載する。

回答日: 令和4年5月27日(金) 午前9時から

掲載場所: 茨木市HP 文化振興課のページ

<https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/shimin/bunka/menu/visionetc/58041.html>

#### 6 参加申込及び資格審査

(1) 参加申込

参加希望者は、「参加申込書」(様式2号)に必要事項を記入し、会社名及び代表者、代表者印を記名押印の上、必要書類を添えて提出すること。

ア 必要書類

① 業務実績調書(様式3号)

② 業務実施体制調書(様式4号)

イ 提出先: 茨木市市民文化部文化振興課(茨木市役所南館8階)

ウ 提出期限：令和4年6月2日（木）午後5時まで

エ 提出方法：持参もしくは郵送（提出期限日までに必着）

(2) 資格審査

プロポーザルへの参加資格に係る審査については、プロポーザル選定会議において、参加希望者から提出のあった「参加申込書」等により審査し、その結果を「参加資格審査結果通知書」（様式5号）により6月6日までに参加希望者に通知するものとする。

(3) 参加を辞退する場合

参加を希望した者が、参加を辞退する場合には、プロポーザル参加辞退届（様式6号）に必要事項を記入し、代表者印を押印の上、企画提案書の提出期限までに文化振興課へ提出すること。

7 問い合わせ先

茨木市 市民文化部文化振興課 担当 川嵯、天野

TEL 072-620-1810（直通）

FAX 072-622-7202

E-mail : bunkaseisaku@city.ibaraki.lg.jp